

避難指示区域で獣医師業を営んでいた申立人について、医薬品の財物損害や原発事故後に事業維持のために購入した医療用動産の購入費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

① 追加費用（別紙目録1記載の動産の購入費用）

31万0,000円

② 財物損害（別紙目録2記載の医薬品）

51万5,565円

③ 弁護士費用 2万5,000円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金85万0,565円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項①及び同項③記載の損害項目（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月7日

（別紙目録1及び別紙目録2はそれぞれ省略）

（仲介委員 桑村竹則）